

平成24年10月30日 火曜日

福島県報号外第61号別冊

福島県人事行政の運営等の状況

平成24年10月

～ 目 次 ～

	頁
I 人事行政の運営の状況	
1 職員の任免及び職員数に関する状況	
(1) 職員数の状況と主な増減理由	1
(2) 復旧・復興に向けた人員の確保	1
(3) 職員の採用及び退職の状況	2
2 職員の給与の状況	
(1) 総括	2
(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況	2
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況	3
(4) 職員の手当の状況	4
(5) 特別職の報酬等の状況	7
(6) 公営企業職員の状況	
ア 工業用水道事業（企業局）	7
イ 地域開発事業（企業局）	9
ウ 病院事業（病院局）	10
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1) 職員の勤務時間の状況	13
(2) 職員の年次有給休暇の使用状況	13
(3) 病気休暇及び特別休暇の状況	13
(4) 育児休業等の利用状況	14
(5) 介護休暇の取得状況	14
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	
(1) 分限処分の状況	15
(2) 懲戒処分の状況	16
5 職員のサービスの状況	17
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	
(1) 研修の実施状況	18
(2) 勤務成績の評定の状況	20
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1) 職員の福利厚生の実施状況	21
(2) 公務災害等の状況	23
(3) 職員の利益の保護の状況	23
8 その他知事が必要と認める事項	
(1) 公益通報の状況	24
(2) 職員に対する働き掛けに関する対応状況	24
II 福島県人事委員会の業務報告（平成23年度）	
1 職員の競争試験及び選考の状況	25
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	28
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	28
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	28
5 人事行政相談の状況	29
6 その他	29

I 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況と主な増減理由

(各年度4月1日現在)

機関名	職員数				対前年度増減数 (前年同月比較)	主な増減理由
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度		
知事部局	5,423 (123)	5,308 (166)	5,325 (209)	5,240 (241)	△ 85 (32)	退職者の増による減
企業局	42 (4)	41 (4)	40 (2)	42 (2)	2 (0)	大規模造成事業のため増員
病院局	778 (18)	735 (20)	704 (22)	674 (23)	△ 30 (1)	退職者の増及び新採用職員の減により、全体として減
議会事務局	36 (0)	36 (0)	36 (0)	36 (1)	0 (1)	
教育委員会	17,655 (16)	17,488 (22)	17,505 (25)	16,963 (36)	△ 542 (11)	義務系教員を採用しなかったことによる減
警察本部	3,662 (14)	3,690 (13)	3,577 (30)	4,059 (34)	482 (4)	震災対応のための警察官の緊急増員
選挙管理委員会事務局	5 (0)	5 (0)	5 (0)	5 (0)	0 (0)	
監査委員事務局	25 (0)	24 (0)	23 (0)	23 (1)	0 (1)	
人事委員会事務局	13 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)	0 (0)	
労働委員会事務局	11 (0)	11 (0)	11 (0)	11 (0)	0 (0)	
海区漁業調整委員会事務局	6 (0)	6 (0)	5 (0)	6 (0)	1 (0)	
合計	27,656 (175)	27,356 (225)	27,243 (288)	27,071 (338)	△ 172 (50)	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、()内は再任用短時間勤務職員※で外書です。

※ 再任用短時間勤務職員

地方公務員法(以下「法」という。)第28条の5の規定に基づき、定年退職者で、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のもの占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの。)に採用された職員

(2) 復旧・復興に向けた人員の確保

知事部局では、東日本大震災及び原子力災害からの復旧及び復興事業を着実に推進するため、暫定的に職員の定数を増員し、任期付職員の採用や地方自治法に基づく都道府県等からの職員派遣の要請などにより、必要な人員の確保を図っています。

(7) 条例定数の状況

	平成18年4月1日	平成23年4月1日	平成24年10月改正
条例定数	5,862	5,512	5,812

※改正後の条例定数は、復旧及び復興の状況を勘案し、施行後5年以内に検討することとしています。

(4) 任期付職員数(各年4月1日現在)

	H23年度	H24年度
任期付職員数	—	106

※任期付職員数は、上記(1)の職員数の内数です。

(ウ) 都道府県等からの派遣職員数(各年4月1日現在)

	H23年度	H24年度
派遣職員数	152	202

※H23年度は年度中途からの派遣受入れであったため、年間の派遣決定数を計上しています。

(3) 職員の採用及び退職の状況

平成23年度に採用及び退職した職員の状況は、次のとおりです。(単位：人)

区分 職種	平成21年度		平成22年度		平成23年度			
	採用	退職	採用	退職	採用	退職		
						定年	勸奨	その他
一般行政職	148 (110)	324 (24)	189 (137)	210 (22)	189 (219)	222 (0)	110 (0)	91 (57)
医療職	55 (19)	95 (6)	48 (24)	63 (7)	30 (25)	43 (0)	6 (0)	49 (10)
技能労務職	0 (29)	22 (11)	0 (26)	19 (4)	0 (38)	13 (0)	1 (0)	1 (10)
教育職	280 (29)	427 (5)	307 (35)	316 (5)	306 (28)	277 (0)	102 (0)	83 (0)
公安職	193 (15)	137 (11)	181 (15)	170 (6)	507 (23)	72 (0)	20 (0)	65 (14)
合計	676 (202)	1,005 (57)	725 (237)	778 (44)	1,032 (333)	627 (0)	239 (0)	289 (91)

(注) 1 「一般行政職」欄には、他に区分されない職種を含みます。

2 平成23年度の定年には、震災対応のため平成22年度に定年退職せず、勤務延長した職員を含みます。

3 () 内は再任用職員であり、外書です。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況(普通会計決算見込み)

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額	実質収支	人件費	人件費率
	人	千円 A	千円	千円 B	% B/A
平成23年度	1,991,865	2,231,214,824	5,986,441	275,881,976	12.4
平成22年度	1,897,429	826,405,687	697,090	256,522,095	31.0
平成21年度	2,051,626	889,520,993	2,749,801	264,714,183	29.8

(注) 平成22年度の住民基本台帳人口については、東日本大震災の影響により、一部市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村)を除いています。

イ 職員給与費の状況(普通会計決算見込み)

区分	職員数 人 A	給与費				1人当たり 給与費 千円 B/A
		給料	職員手当	期末手当・勤奨手当	計	
		千円	千円	千円	千円 B	
平成23年度	29,276	126,975,243	22,883,732	45,283,380	195,142,355	6,666
平成22年度	29,410	124,893,596	22,880,571	44,323,043	192,097,210	6,532
平成21年度	29,821	126,444,073	23,066,650	47,796,959	197,307,682	6,616

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、特別職を除いた普通会計職員数であり年度中の増減を平均したものです。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(各年度4月1日現在)

	一般行政職		技能労務職		高等学校教育職		小・中学校教育職		公安職	
	H23.4.1	H24.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H23.4.1	H24.4.1
平均年齢	44.1	43.7	52.3	52.7	43.4	43.8	45.7	46.4	40.4	38.6
平均給料月額	350,500	345,500	371,100	375,500	392,200	394,100	401,500	404,000	339,200	324,600
平均給与月額	461,542	426,067	432,258	420,745	435,047	437,352	440,516	443,970	510,927	438,399

(注) 1 「平均給料月額」とは、各年度4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

3 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間、一般職の職員のうち、管理職については給料月額の5%、給料の特別調整額の10%から20%の減額措置を行っています。

イ 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	181,800円	193,400円
	高校卒	146,900円	157,000円
技能労務職	高校卒	155,250円	166,750円
	中学卒	139,800円	148,450円
高等学校教育職	大学卒	203,100円	215,900円
	高校卒	157,500円	171,100円
小・中学校教育職	大学卒	203,100円	215,800円
	高校卒	157,500円	171,100円
公安職	大学卒	208,000円	227,300円
	高校卒	167,500円	188,400円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成24年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	270,600円	328,500円	370,700円
	高校卒	214,200円	267,900円	325,800円
技能労務職	高校卒	在職者なし	在職者なし	313,300円
	中学卒	在職者なし	在職者なし	在職者なし
高等学校教育職	大学卒	311,400円	367,900円	409,900円
	高校卒	在職者なし	在職者なし	312,200円
小・中学校教育職	大学卒	312,400円	368,200円	403,900円
	高校卒	在職者なし	在職者なし	在職者なし
公安職	大学卒	293,200円	349,600円	384,800円
	高校卒	257,900円	293,100円	343,700円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数（各年4月1日現在）			構成比
		H22	H23	H24	H24
		人	人	人	%
1級	主事、技師	355	429	513	8.6
2級	主事、技師	388	349	359	6.0
3級	主査、副主査	1,144	1,072	987	16.5
4級	主任主査、主査	2,006	2,082	2,228	37.2
5級	副課長、主任主査	924	909	793	13.2
6級	本庁課長、主幹	1,026	993	878	14.6
7級	本庁次長、本庁課長	171	168	153	2.6
8級	本庁次長	51	48	52	0.9
9級	本庁部長	28	28	32	0.5
10級	本庁部長	2	2	2	0.0
計		6,095	6,080	5,997	100.0

- (注) 1 「職員の給与に関する条例」に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

イ 一般行政職の標準を超える昇給の状況

勤務成績が特に優秀である場合等に、上位の号給に昇給させることができるものです。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
職員数	A	人 6,198	人 6,095	人 6,080
実施職員数	B	人 672	人 662	人 674
比率	B/A	% 10.8	% 10.9	% 11.1

(注) 職員数は各年度4月1日現在の一般行政職員数です。

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

年間3.90月分が2回に分けて支給されます。

1人当たり平均支給額	福島県	国
支給額（平成23年度）	1,644千円	-
支給割合	福島県	国
期末手当（平成23年度）	2.55月分	2.60月分
再任用職員	(1.40月分)	(1.45月分)
勤勉手当（平成23年度）	1.35月分	1.35月分
再任用職員	(0.65月分)	(0.65月分)
加算措置の状況	福島県	国
役職加算	5～20%	5～20%
管理職加算	15～25%	10～25%

（注）加算措置とは、職制上の段階、職務の級等による加算措置です。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

1人当たり平均支給額	福島県	国
自己都合（平成23年度）	6,689千円	-
勸奨・定年（平成23年度）	28,528千円	-
支給率	福島県	国
自己都合 勤続20年	23.50月分	23.50月分
勤続25年	33.50月分	33.50月分
勤続35年	47.50月分	47.50月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
勸奨・定年 勤続20年	30.55月分	30.55月分
勤続25年	41.34月分	41.34月分
勤続35年	59.28月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	福島県	国
定年前早期退職特例措置	2～20%	2～20%

ウ 地域手当（平成24年4月1日現在）

県外の特定地域に勤務する職員及び採用が困難な医師に対して支給されます。

支給実績（平成23年度普通会計決算見込み）	71,364千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	977,589円		
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	18%	21人	18%
大阪府大阪市	15%	5人	15%
愛知県名古屋市	12%	3人	12%
茨城県つくば市	12%	1人	12%
宮城県仙台市	6%	4人	6%
埼玉県加須市	6%	7人	6%
茨城県ひたちなか市	6%	1人	6%
北海道札幌市	3%	4人	3%
静岡県三島市	3%	1人	3%
栃木県小山市	3%	1人	3%
群馬県前橋市	3%	1人	3%
医師	15%	31人	15%

注：上記のほか、他の都道府県の警察官であった者が平成23年12月28日（適用日）以後に、福島県の警察官となった場合の特例措置の対象となる職員に対しては、適用日の前日に在籍していた支給対象地域に係る支給率等により支給しています。

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に対して支給されます。

支給実績（平成23年度普通会計決算見込み）	1,980,701千円
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	200,719円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）	38.9%
手当の種類（手当数）	29

手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
危険現場作業手当	建設事務所等に勤務する職員	高所、トンネル内、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円～450円
水中作業手当	水産試験場等に勤務する職員	潜水作業、冬期間における魚類の採卵作業等に従事した場合	日額270円 （潜水作業は1時間につき310円～1,500円）
爆発物取扱等作業手当	警察職員又は地方振興局に勤務する職員	爆発物の処理作業、火薬類、高圧ガス等製造施設において行う災害調査等の作業等に従事した場合	日額250円～4,600円 （爆発物処理作業は1回につき4,600円）
航空業務手当	右記業務に従事した職員	航空機に搭乗して行う災害調査、捜索救難等の作業に従事した場合	1件当たり1,900円～5,100円 ※危険を伴う場合など業務内容に応じた加算あり（上限7,500円）

手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
家畜等取扱手当	畜産研究所、家畜保健衛生所、保健福祉事務所等に勤務する職員	種雄牛馬豚の精液の採取、家畜保健衛生に関する病性鑑定、とさつ検査等の作業に従事した場合	月額240円～1,740円 月額4,000円（専ら従事）
死体処理手当	警察本部（検視等）の職員	死体の処理、検視等の作業に従事した場合	月額1,100円～2,200円（死体収容、搬送等） ※死体の数、状況に応じた加算あり（上限4,400円） 1体3,200円（検視、解剖補助） ※死体の状況に応じた加算あり（上限6,400円）
感染症防疫等作業手当	保健福祉事務所、家畜保健衛生所等に勤務する職員	感染症汚染区域における診療、家畜伝染病汚染区域等における防疫作業等の作業に従事した場合	月額290円
有害物等取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有害物又は薬物を使用して行う試験、研究等のうち著しく健康を害するおそれがある作業に従事した場合	月額290円
放射線取扱手当	診療放射線技師又は試験研究機関に勤務する職員等	エックス線照射装置等による放射線を照射する作業に従事した場合	月額240円 （給料の調整額の支給をうけない職員の場合1,340円）
災害応急作業等手当	右記業務に従事した職員	重大な自然災害、事故災害の発現場等における災害警備、遭難救助等の作業に従事した場合	月額480円～840円 ※危険を伴う場合など作業内容に応じた加算あり（上限1,680円） （福島第一原発敷地内、警戒区域内等での作業の場合、月額660円～40,000円）
用地交渉等手当	建設事務所等に勤務する職員	現地において公共用地取得交渉、損失補償交渉の業務に従事した場合	月額650円 （勤務時間外に行われた場合975円）
教員特殊業務手当	県立学校又は市町村立学校の教諭等	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、宿泊を伴う引率指導業務等に従事した場合	月額1,200円～12,800円
教育業務連絡指導手当	県立学校又は市町村立学校の教諭	教務、生徒指導等の業務に当たる主任等で困難な業務に従事した場合	月額200円
県税賦課徴収手当	地方振興局（県税部）等に勤務する職員	県税の賦課又は徴収のため納税者、滞納者等に直接接し、又はこれらに関する機関を訪問して行う業務に従事した場合	月額1,050円 月額20,000円（専ら従事）
技術者養成指導手当	テクノアカデミー等の職員又は右記の訓練指導に従事した職員	教育職給料表の適用を受けない職員が、職業教育等の専門的知識を必要とする授業を担当し、又は消防に関する訓練指導等に従事した場合	月額460円（訓練指導） 給料月額×6/100等（授業担当）
乗船業務手当	右記業務に従事した職員	漁業指導船等に乗り組み、漁業に関する指導、航海実習指導等の業務に従事した場合	月額490円 （機関室作業の場合780円）
保健福祉等特殊業務手当	保健福祉事務所等に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法等の保健衛生関係法の規定により、要保護者等に接して行う生活指導、相談、調査等の業務に従事した場合	月額340円～610円 月額12,800円（生活保護関連対象職に専ら従事）
夜間等特殊業務手当	警察署、児童相談所等に勤務する職員	深夜に行われる犯罪捜査、交通取締り、要保護児童の介助等の業務に従事した場合	1件当たり230円～7,200円
環境衛生検査等作業手当	右記業務に従事した職員	公害防止に関する法令の規定に基づき現地で健康被害のおそれがある検査の作業等に従事した場合	月額350円
犯則取締等手当	地方振興局（県税部）に勤務する職員等	地方税法の規定に基づく犯罪事件の捜査、漁業法等の規定に基づく検査、検挙等の業務に従事した場合	月額500円～550円
犯罪捜査等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	防弾装備を装着して行う銃器犯罪捜査、その他の犯罪捜査、被疑者の逮捕の業務に従事した場合	月額310円～1,640円
交通取締等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	道路上において行う道路交通法等違反者の取締り等の業務に従事した場合	月額280円～460円 （夜間の場合420円～690円）
鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	犯罪鑑識の作業並びに理化学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の作業に従事した場合	月額310円 （現場での作業の場合560円）
護衛等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	天皇、皇族等の身辺警護、核燃料物質等の輸送警備の業務に従事した場合	月額640円～1,150円

手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
警ら手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	警ら、治安警備又は雑踏警備に係る警備実施の業務に従事した場合	日額340円～560円
病院等特殊業務手当	総合療育センター等に勤務する医師等	専ら診療に従事した場合等	日額410円 月額20,000円～50,000円（専ら従事）
野犬捕獲作業手当	保健福祉事務所に勤務する職員	野犬、こう傷犬等の捕獲又は抑留の作業等に従事した場合	日額350円～1,100円 月額7,500円（専ら従事）
兼任授業担当手当	高等学校に勤務する教諭等	本務としての業務以外に行う高等学校の夜間の課程の授業等に従事した場合	授業1単位時間 1,200円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員で規則で定めるもの	2又は3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額290円～350円

オ 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。

支給実績（平成23年度普通会計決算見込み）	7,505,594千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	932,256円
支給実績（平成22年度普通会計決算）	6,036,156千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	813,388円

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度普通会計決算見込み)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (同左)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者13,000円等	同じ	-	3,303,927千円	233,559円
住居手当	借家等に居住している職員(月額9,500円を超える家賃を支払っている者に限る) (支給額) 借家等：上限27,000円	一部異なる	支払家賃9,500円以上を対象	1,860,616千円	306,324円
初任給調整手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員で採用困難と認められる職等に一定期間支給 (支給額) 勤務地及び支給年次に応じた額	一部異なる	人材確保等のため当分の間50,000円を加算した額を支給	103,583千円	1,418,945円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を使用することを常例とする職員等に支給 (支給額) 交通機関利用：6箇月定期券等の価額による一定額 交通用具使用：通勤距離に応じた額(上限47,700円)	一部異なる	運賃等相当額が61,000円超の場合、超える額の1/2を加算	2,991,032千円	136,104円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 (支給額) 基本額23,000円、距離に応じた加算額6,000円～45,000円	一部異なる	加算額の交通距離区分について300kmまでを交通距離50kmごとに区分	400,093千円	310,631円
管理職手当 (給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員に支給 (支給額) 職務の級及び職の区分に応じた額(定額)	一部異なる	一般行政職の場合、4級5種45,400円～10級1種139,300円を支給	1,792,827千円	631,054円
特勤勤務手当等	山間地その他生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務している職員に支給 (支給額) 給料及び扶養手当の月額合計額に支給地域ごとに定める割合を乗じた額	同じ	-	421,789千円	382,748円
定時制通信教育手当	県立高等学校において定時制の課程又は通信教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 月額8,000円～24,000円			34,021千円	250,154円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度普通会計決算見込み)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (同左)
産業教育手当	県立高等学校において産業教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 月額11,000円～23,000円			160,973千円	286,939円
義務教育等 教員特別手当	義務教育諸学校、高等学校又は市町村立学校に勤務する教育職員に支給 (支給額) 8,000円以内で職務の級及び号給に応じた額			1,203,142千円	74,350円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する普及指導員の職務に従事する職員に支給 (支給額) 給料月額8/100の額			71,466千円	327,825円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき一般職員の場合5,300円、医師が入院患者の病状等の急変等に対処する場合20,000円等	一部異なる	一般職員の手当額5,300円	71,344千円	204,424円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき定額(管理職手当の支給率に応じて定める額)	同じ	-	132,826千円	664,130円
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の25/100の額	同じ	-	385,989千円	137,558円
休日給	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の135/100の割合を乗じた額	同じ	-	983,823千円	268,437円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給 (支給額) 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同じ	-	575,754千円	71,602円

(5) 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	
知事	1,056,000円
副知事	875,500円
議員報酬	
議長	909,000円
副議長	810,000円
議員	747,000円
期末手当	(平成23年度支給割合)
知事	2.90月分
副知事	2.90月分
議長	(平成23年度支給割合)
副議長	2.90月分
議員	2.90月分
退職手当	
知事	算定方式: 給料月額×在職月数×支給率(65/100)、支給時期: 任期毎
副知事	算定方式: 給料月額×在職月数×支給率(55/100)、支給時期: 任期毎

(注) 知事・副知事の給料については、「知事等の給与の特例に関する条例」に基づき、それぞれ20%、15%、議長・副議長・議員の議員報酬については、「福島県議会の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例」に基づき10%減額された後の額です。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業(企業局)

(ア) 職員給与費の状況(平成23年度は決算見込み、平成22～21年度は決算額)

区分	総費用	純損益又は 実質収入	職員給与費	人件費率
	千円 A	千円	千円 B	% B/A
平成23年度	2,328,585	263,934	292,245	12.6
平成22年度	2,313,672	260,615	286,668	12.4
平成21年度	2,188,497	386,285	312,106	14.3

区分	職員数	給与費				1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末手当・勤労手当	計	
		千円	千円	千円	千円 B	
平成23年度	32	143,601	37,907	56,320	237,828	7,432
平成22年度	33	148,384	26,740	56,276	231,400	7,012
平成21年度	36	153,780	26,983	62,216	242,979	6,749

(注) 1 職員手当には退職給付金を含みません。
2 職員数は、年度中の職員数の増減を平均したものです。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳 月	円	円
平成23年度	50.8	390,359	619,344
平成22年度	51.4	371,613	556,250
平成21年度	52.4	367,435	556,016

(注) 平均月収額には、期末手当・勤勉手当等を含みます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額	工業用水道事業	普通会計
支給額（平成23年度）	1,760千円	1,644千円
支給割合	工業用水道事業	普通会計
期末手当（平成23年度）	2.55月分	2.55月分
再任用職員	(1.40月分)	(1.40月分)
勤勉手当（平成23年度）	1.35月分	1.35月分
再任用職員	(0.65月分)	(0.65月分)
加算措置の状況	工業用水道事業	普通会計
役職加算	5～20%	5～20%
管理職加算	15～25%	15～25%

(注) 加算措置とは、職制上の段階、職務の級等による加算措置です。

b 退職手当（平成24年4月1日現在）

1人当たり平均支給額	工業用水道事業	普通会計
自己都合（平成23年度）	0千円	6,689千円
勸奨・定年（平成23年度）	0千円	28,528千円
支給率	工業用水道事業	普通会計
自己都合 勤続20年	23.50月分	23.50月分
勤続25年	33.50月分	33.50月分
勤続35年	47.50月分	47.50月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
勸奨・定年 勤続20年	30.55月分	30.55月分
勤続25年	41.34月分	41.34月分
勤続35年	59.28月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	工業用水道事業	普通会計
定年前早期退職特別措置	2%～20%	2%～20%

(注) 平成23年度における退職者はいません。

c 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算見込み）	0千円
支給職員1人当たり平均支給額（同上）	0千円

(注) 平成23年度における支給対象者はいません。

d 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算見込み）	75千円
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	7,500円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）	31%
手当の種類（手当数）	3

手当の名称	支給対象職員等	支給対象事業の内容	支給単価
危険現場作業手当	出先機関職員	高所、トンネル内、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円～610円
災害応急作業等手当	出先機関職員	重大な災害が発生した箇所において行う巡回監視、応急作業等に従事した場合	日額480円～730円
用地交渉等手当	出先機関職員	現場において事業に必要な土地の取得等にかかる交渉等に従事した場合	日額650円 正規の勤務時間外 50/100加算

e 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算見込み）	15,464千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	672,351円
支給実績（平成22年度決算）	6,943千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	289,301円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

f その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度普通会計決算見込み)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (同左)
扶養手当	知事部局に同じ			6,297千円	251,860円
住居手当	知事部局に同じ			3,327千円	277,225円
通勤手当	知事部局に同じ			3,229千円	119,582円
単身赴任手当	知事部局に同じ			1,721千円	344,200円
管理職手当	知事部局に同じ			7,331千円	814,598円
管理職特別勤務手当	知事部局に同じ			463千円	51,444円

(注) 支給実績のある手当のみ記載しています。

イ 地域開発事業（企業局）

(ア) 職員給与費の状況（平成23年度は決算見込み、平成22～21年度は決算額）

区分	総費用	純損益又は 実質収入	職員給与費	人件費率
	千円 A	千円	千円 B	% B/A
平成23年度	477,967	△ 414,100	89,338	18.7
平成22年度	1,003,137	△ 527,355	63,829	6.4
平成21年度	366,546	△ 327,814	59,396	16.2

区分	職員数 人 A	給与費				1人当たり 給与費 千円 B/A
		給料	職員手当	期末手当・勤労手当	計	
		千円	千円	千円	千円 B	
平成23年度	11	42,932	14,509	16,356	73,797	6,709
平成22年度	9	31,619	9,340	11,226	52,185	5,798
平成21年度	8	30,461	6,892	11,930	49,283	6,160

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、年度中の職員数の増減を平均したものです。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳 月	円	円
平成23年度	41.8	340,573	572,069
平成22年度	40.1	331,444	527,121
平成21年度	41.3	333,315	513,367

(注) 平均月収額には、期末手当・勤労手当等を含みます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤労手当

1人当たり平均支給額	地域開発事業	普通会計
支給額（平成23年度）	1,487千円	1,644千円
支給割合	地域開発事業	普通会計
期末手当（平成23年度）	2.55月分	2.55月分
再任用職員	(1.40月分)	(1.40月分)
勤労手当（平成23年度）	1.35月分	1.35月分
再任用職員	(0.65月分)	(0.65月分)
加算措置の状況	地域開発事業	普通会計
役職加算	5～20%	5～20%
管理職加算	15～25%	15～25%

(注) 加算処置とは、職制上の段階、職務の級等による加算措置です。

b 退職手当（平成24年4月1日現在）

1人当たり平均支給額	地域開発事業	普通会計
自己都合（平成23年度）	0千円	6,689千円
勲奨・定年（平成23年度）	0千円	28,528千円
支給率	地域開発事業	普通会計
自己都合 勤続20年	-	23.50月分
勤続25年	-	33.50月分
勤続35年	-	47.50月分
最高限度額	-	59.28月分
勲奨・定年 勤続20年	-	30.55月分
勤続25年	-	41.34月分
勤続35年	-	59.28月分
最高限度額	-	59.28月分
その他の加算措置	地域開発事業	普通会計
定年前早期退職特別措置	—	2%～20%

(注) 平成23年度における退職者はいません。

c 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算見込み）	0千円
支給職員1人当たり平均支給額（同上）	0千円

（注）平成23年度における支給対象者はいません。

d 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算見込み）	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	0千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）	0%
手当の種類（手当数）	1

手当の名称	支給対象職員等	支給対象事業の内容	支給単価
用地交渉等手当	本局職員	現場において事業に必要な土地の取得等にかかる交渉等に從事した場合	日額650円 正規の勤務時間外50/100加算

（注）平成23年度における支給対象者はいません。

e 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算見込み）	7,561千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	945,149
支給実績（平成22年度決算）	3,325千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	475,022

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

f その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成22年度普通会計決算見込み）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （同左）
扶養手当	知事部局に同じ			1,002千円	200,400
住居手当	知事部局に同じ			702千円	351,000
通勤手当	知事部局に同じ			3,259千円	325,952
管理職手当	知事部局に同じ			1,961千円	653,770
管理職特別勤務手当	知事部局に同じ			24千円	12,000

（注）支給実績のある手当のみ記載しています。

ウ 病院事業（病院局）

（ア）職員給与費の状況（平成23年度は決算見込み、平成22～21年度は決算額）

区分	総費用	純損益又は 実質収入	職員給与費	人件費率
	千円 A	千円	千円 B	% B/A
平成23年度	12,683,569	△ 946,339	7,303,694	57.6
平成22年度	13,478,624	△ 1,514,809	7,890,599	58.5
平成21年度	13,468,138	△ 1,733,783	8,328,634	61.8

区分	職員数 人 A	給与費				1人当たり 給与費 千円 B/A
		給料	職員手当	期末手当・勤勉手当	計	
		千円	千円	千円	千円 B	
平成23年度	717	3,022,852	910,393	1,072,035	5,005,280	6,981
平成22年度	758	3,150,156	1,008,797	1,108,215	5,267,168	6,949
平成21年度	798	3,222,685	1,217,861	1,254,524	5,695,070	7,137

（注）1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、年度中の職員数の増減を平均したものです。

（イ）職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

	区分	平均年齢	基本給	平均月収額
		歳 月	円	円
医師	平成23年度	45.3	553,361	1,494,100
	平成22年度	43.5	530,755	1,386,991
	平成21年度	43.0	513,592	1,428,532
看護師	平成23年度	44.4	340,431	524,942
	平成22年度	42.6	332,160	519,181
	平成21年度	42.8	331,578	524,040
事務職	平成23年度	44.1	341,692	548,205
	平成22年度	41.1	313,107	490,496
	平成21年度	43.8	340,935	553,058

（注）平均月収額には、期末手当・勤勉手当等を含みます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額	病院事業	普通会計
支給額（平成23年度）	1,495千円	1,644千円
支給割合	病院事業	普通会計
期末手当（平成23年度）	2.55月分	2.55月分
再任用職員	(1.40月分)	(1.40月分)
勤勉手当（平成23年度）	1.35月分	1.35月分
再任用職員	(0.65月分)	(0.65月分)
加算措置の状況	病院事業	普通会計
役職加算	5～20%	5～20%
管理職加算	15～25%	15～25%

(注) 加算処置とは、職制上の段階、職務の級等による加算措置です。

b 退職手当（平成24年4月1日現在）

1人当たり平均支給額	病院事業	普通会計
自己都合（平成23年度）	2,222千円	6,689千円
勸奨・定年（平成23年度）	29,021千円	28,528千円
支給率	病院事業	普通会計
自己都合 勤続20年	23.50月分	23.50月分
勤続25年	33.50月分	33.50月分
勤続35年	47.50月分	47.50月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
勸奨・定年 勤続20年	30.55月分	30.55月分
勤続25年	41.34月分	41.34月分
勤続35年	59.28月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	病院事業	普通会計
定年前早期退職特別措置	2%～20%	2%～20%

c 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算見込み）	41,896千円		
支給職員1人当たり平均支給額（同上）	872,833円		
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	15%	48人	0%

d 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算見込み）	152,612千円
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	242,626円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）	85.35%
手当の種類（手当数）	10

手当の名称	支給対象職員等	支給対象事業の内容	支給単価
航空業務手当	右記業務に従事した医師又は看護師	航空機に搭乗して行う患者搬送等に従事した場合	1時間 1,900円
死体処理手当	右記業務に従事した医師又は看護師	死体処理作業又は解剖補助作業に従事した場合	日額1,100円等
感染症防疫等作業手当	県立病院に勤務する医師、看護職員等	感染症病棟又は病室内において患者の診療、看護等業務に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	県立病院に勤務する職員	著しく健康を害するおそれがある有害薬物調剤業務等に従事した場合	日額290円～390円
放射線取扱手当	診療放射線技師等	エックス線その他放射線を人体に照射する作業等に従事した場合	日額240円等
特殊環境内作業手当	勤務環境が劣悪な作業場における業務に従事するボイラータク士等	高温多湿、騒音又は悪臭等により勤務環境が劣悪な作業場等において、一定時間以上の作業に従事した場合	日額250円～290円
保健福祉等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	精神保健及び精神障害福祉に関する法律の規定により、精神障がい者に直接接して行う診察立会又は移送業務に従事した場合	日額340円
夜間等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	深夜に行われる看護の業務に従事した場合	1回1,240円～3,300円
病院等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	病院医療職給料表(一)の適用を受ける職員が専ら患者の診療に従事した場合	月額61,000円～165,000円
災害応急作業等手当	病院事業職員	東日本大震災に対処するため一定の区域内で行われる作業に従事した場合	日額660円～40,000円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算見込み）	271,763千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	399,064円
支給実績（平成22年度決算）	329,762千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	434,469円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

f その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成23年度決算見込み）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （同左）
扶養手当	知事部局に同じ			67,157千円	199,872円
住居手当	知事部局に同じ			35,262千円	275,484円
通勤手当	知事部局に同じ			66,943千円	131,778円
単身赴任手当	知事部局に同じ			5,471千円	364,733円
管理職手当	知事部局に同じ			25,633千円	712,028円
特勤勤務手当	知事部局に同じ			1,368千円	171,000円
宿日直手当	知事部局に同じ			40,959千円	650,143円
夜勤手当	知事部局に同じ			57,247千円	186,472円
休日給	知事部局に同じ			89,581千円	289,906円
寒冷地手当	知事部局に同じ			38,655千円	64,318円
初任給調整手当	知事部局に同じ			214,159千円	4,461,646円

（注） 支給実績のある手当のみ記載しています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（平成24年4月1日現在）

一般的な職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分（午前8時30分～午後5時15分）、1週間について38時間45分です。

また、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい職員の勤務時間は、別に定めています。

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況

年次有給休暇は、1年ごとに20日（中途採用者は別に人事委員会規則で定める日数）付与されており、20日を超えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができますことになっています。

平成23年の1人当たりの平均使用日数（対象：知事部局職員（非現業の一般職員））は、次のとおりです。

1人当たり平均使用日数
8.2日

(3) 病気休暇及び特別休暇の状況

病気休暇は職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給休暇です。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定められている有給休暇です。

平成24年4月1日現在、同規則で定められている特別休暇は、次のとおりです。

種 類	付与日数
1 産前産後休暇	産前8週間以内、産後8週間以内
2 配偶者の出産休暇	3日以内
3 育児参加休暇	5日以内
4 妊娠障害休暇	14日以内
5 妊産婦検診休暇	必要と認められる期間
6 通勤緩和休暇	1日1時間以内
7 育児休暇	1日2回各45分以内
8 子育て休暇	7日以内(子2人以上の場合10日以内)
9 短期介護休暇	5日以内(要介護者2人以上の場合10日以内)
10 生理休暇	その都度2日以内
11 忌引休暇	配偶者の場合10日以内 ほか
12 結婚休暇	7日以内
13 配偶者、父母及び子の祭日の休暇	その都度1日
14 夏季休暇	5日以内
15 ボランティア休暇	5日以内
16 骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供の休暇	必要と認められる期間
17 リフレッシュ休暇	勤続20年に達する場合2日以内 永年勤続表彰を受けた場合3日以内
18 選挙権等の権利行使のための休暇	必要と認められる期間
19 裁判員、証人等として官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
20 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
21 地震、水害、火災その他の災害による交通の遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
22 地震、水害、火災その他の災害による職員の住居の滅失等を事由とする休暇	1週間の範囲内で必要と認められる期間
23 交通機関の事故等を事由とする休暇	必要と認められる期間
24 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の通勤途上における身体の危険の回避を事由とする休暇	必要と認められる期間

(4) 育児休業等の利用状況

育児休業は、職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができるものです。

部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間を超えない範囲(30分単位)で取得できることとしています。

育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、一定の勤務形態により、職員が希望する日及び時間帯において勤務することができるものです。

なお、育児休業の場合は休業中、部分休業の場合は勤務しない時間が無給となり、育児短時間勤務の場合は、給料月額や職務関連の手当については、1週間の勤務時間に応じた額が支給されます。

平成23年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者 数	平成23年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員			
				(育児休業 等対象者数)	うち育児休 業取得者数	うち部分休 業取得者数	うち育児短 時間勤務取 得者数
男性職員	6	2	0	494	2	1	0
	4	0	0				
女性職員	312	23	4	323	308	13	2
	443	20	13				
計	318	25	4	817	310	14	2
	447	20	13				

(注) 1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段は平成23年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段は育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成22年度以前から23年度にかけて引き続いている者の数です。

2 表左側の「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段の平成23年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者の数には「平成23年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)をした者」と「平成22年度以前に育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)が取得可能となったが、平成23年度に新規に育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)をした者」の両方が含まれるので、表右側の「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」、「うち育児短時間勤務取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることもありません。

(5) 介護休暇の取得状況

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当である場合に6月の期間内で認められる休暇で、勤務しない時間は無給となっています。

平成23年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	介護休暇取得者数
男性職員	10
女性職員	49
計	59

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、公務能率の維持及びその適正な運営を図る趣旨から整備されています。

分限処分は、法又は条例に定める事由に該当する場合に限り、任命権者が職員の意に反して、その身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

平成23年度の方限処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	0	254	0	254
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (地方公務員法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (地方公務員法第28条第2項第2号)	0	0	1	0	1
条例に定める事由による場合 (地方公務員法第27条第2項)	0	0	1	0	1
合 計	0	0	256	0	256
地方公務員法第28条第4項により失職した者					0

(注) 1 対象職員は、一般職に属する全ての職員です。

2 分限処分者数

(1) 条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準ずる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者としています。

(2) 平成23年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしています。

(3) 失職制度は広義の方限として位置付けられるものであるため、地方公務員法第16条の欠格条項に該当した者を分限処分に付された者とみなしています。

(4) 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延べ人数です。

(2) 懲戒処分状況

懲戒制度は、職員の一定の義務違反に対して、道義的責任を追及することにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序の維持を図る趣旨から整備されています。

懲戒処分は、法に定める事由に該当する場合に、職員の非違の責任を明らかにして科される制裁として、任命権者が職員の身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

平成23年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

ア 懲戒処分者数

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (地方公務員法第29条第1項第1号)	5	11	2	6	24
職務上の義務違反又は怠慢 (地方公務員法第29条第1項第2号)	1	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (地方公務員法第29条第1項第3号)	7	5	2	3	17
合 計	13	16	4	9	42

イ 行為別懲戒処分者数内訳

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	0	0	0	0	0
一般服務違反関係 (職務命令違反、信用失墜行為等)	8	3	0	0	11
一般非行関係 (傷害・暴行の刑法違反等)	0	3	4	3	10
収賄等関係	0	0	0	1	1
道路交通法違反	5	10	0	5	20
管理監督責任	0	0	0	0	0
合 計	13	16	4	9	42

5 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、法第30条にサービスの根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務や制限が課されています。

これらのサービス規律を保持するため、懲戒制度の適切な運用に努めているほか、日頃から職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っています。

平成23年度のサービス規律の遵守に関する主な取組状況は、次のとおりです。

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
知 事	<p>職員のサービス規律の厳正な保持について、定期的（夏季、年末及び年度末）に周知したほか、選挙の実施や職員が不祥事を起こした際など、必要に応じて随時、職員への周知等を行った。</p> <p>なお、平成19年度から、各所属に「コンプライアンス委員会」を設置し、職員の法令遵守等の意識高揚に努めている。</p>	<p>文書による通知 各所属におけるコンプライアンス委員会の開催等</p>
福島県公営企業管理者	<p>職員のサービス規律の厳正な保持に係る総務部長通知に基づき、局内及び出先機関の職員に対して徹底を行った。</p>	<p>コンプライアンス委員会の開催</p>
病院事業管理者	<p>○選挙が実施された場合のサービス規律に関する通知 ○7月、12月、3月期において事故防止、サービス規律保持の通知 ○職員にサービス規律違反が発生した場合は、随時規律保持徹底の通知 ○各所属に対し福島県倫理条例に基づいて、贈与の有無に関わらず四半期ごとに報告を義務づけている。</p>	<p>文書による通知、各所属内の会合、回覧等</p>
教育委員会	<p>1 東日本大震災の影響により人事異動が8月1日に実施されたため、例年行われていた年度始めではなく平成23年9月から10月にかけて、県立学校及び市町村立学校の校長を対象として、学校事故防止対策協議会を県内7地区で開催し、不祥事根絶に向けた意識改革を行った。</p> <p>2 平成23年6月に教育センター研修として「校長のためのマネジメント研修」（2日）を計画し、なおかつ9月に「教頭のためのマネジメント研修」（1日）を計画したが、東日本大震災の影響で、教育センターの機能が停止したために中止し、平成24年度にあらためて開催することとなった。</p> <p>3 平成23年8月1日の人事異動後に、教職員の不祥事防止のために、目標管理制度を活用した教職員面談を実施し、職員のサービス規律の意識の向上と風通しの良い職場作りについて通知した。</p> <p>4 平成23年7月、教育長等が特別支援教員の教育課程説明会（県内3箇所で開催）に出席し、教育庁幹部によるサービス倫理意識向上に係る講話を実施した。</p> <p>5 職員課及び各人事主管課から不祥事の根絶に向けての通知を行った。</p> <p>6 平成22年3月に作成し、4月に県立学校及び市町村立学校に勤務する全教職員に配付した、不祥事防止のための冊子「信頼される学校づくりを職場の力で」を平成23年度採用者にもあらためて配付を指示し、全教職員が不祥事防止のためのチェックシートを常に行い、各所属の力で不祥事を根絶できるよう事あるごとに周知した。</p>	<p>教育長等が、サービス規律の遵守について校長に対して直接講話し、管理職の意識改革を促すとともに、教職員の意識改革に向けた取組を働きかけた。</p> <p>「組織マネジメント」「非常時の対応」「危機管理」に対する対応や知識の習得を図り、サービス監督権者と連携して具体的に校内で不祥事対策を行うための取組は次年度に持ち越しとなった。</p> <p>各所属における日常的な意思疎通を促進し、風通しの良い職場作りのための教職員面談を指示した。</p> <p>特別支援学校の教員に対して、サービス規律の遵守や不祥事防止の捉え方及び県民の期待に応える教職員の在り方について直接働きかけた。</p> <p>サービス規律の遵守について各所属長と各学校のサービス倫理委員会にサービス規律遵守を訴えた。</p> <p>各学校のサービス倫理委員会等に冊子「信頼される学校づくりを職場の力で」の活用を引き続き促した。</p>
警察本部長	<p>警察職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼に応えられるよう高い倫理観の涵養と適切な職務執行の徹底を行った。</p>	<p>文書による通知、機会教養、各種会議</p>

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、職層や経験年数に応じて行う基本研修や、個々の職員が習得したい知識及び技能を受講希望する選択型の研修のほか、専門研修、職場研修、派遣研修等、各種研修を実施しています。

なお、平成23年度は震災及び原発事故への対応を優先するため、研修を限定して実施しており、主な研修の実施状況は、次のとおりです。

ア 一般行政職等

研修区分	研修名	受講者数 (人)						合計
		知事部局	企業局	病院局	教育	警察本部	その他	
基本研修	新採用職員	280	2	18	44	0	0	344
	基礎力アップ研修	0	0	0	0	0	0	0
	応用力アップ研修	0	0	0	0	0	0	0
	実行力アップ研修	0	0	0	0	0	0	0
	総合力アップ研修	0	0	0	0	0	0	0
	新任係長研修	0	0	0	0	0	0	0
	新任管理者研修	76	1	4	25	0	0	106
	新任課長研修	0	0	0	0	0	0	0
	管理者特別研修	0	0	0	0	0	0	0
	計	356	3	22	69	0	0	450
個別選択研修	基礎能力・業務遂行能力開発	10	0	1	1	6(3)	0	18(3)
	政策形成能力開発	0	0	0	0	0	0	0
	協働・対人能力開発	5	0	3	3	2	0	13
	マネジメント能力養成	0	0	0	0	0	0	0
	指導者養成	14	1	1	1	0	3	20
	行政経営セミナー	74	1	0	8	3	2	88
	計	103	2	5	13	11(3)	5	139(3)
派遣研修	6	0	0	0	0	0	6	
合計	465	5	27	82	11(3)	5	595(3)	

()は警察大学校、管区警察学校及び県警察学校での研修
(研修区分 専科)

()は外数

イ 教育職

研修区分	概要		受講者数 (人)
	研修名		
	指導主事及び管理主事研修	福島県教育委員会の職務権限と任命権の行使、及び勤務とサービスの実例や、学校事故に対する処置及び懲戒分限措置の実例について研修を行う。	54
基本研修	初任者研修	現職研修の第一段階として、新任の教員に対し実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させるため、初任者研修を採用の日から一年間にわたり実施する。	216 (幼25、小40、中36、県立98、養15、栄2)
	経験者研修Ⅰ	初任者研修に引き続き、5年程度の教職経験者等に対して行うもので、5年程度の経験を基盤に、教科指導や生徒指導等の力量の向上を図るとともに、社会の変化に対応した教育課題等について実践的な研修を進める。	137 (小64、中46、県立27)
	経験者研修Ⅱ	教職経験10年程度の教員は、校内外において学校教育活動の実践的な場で中核的立場を占める位置にあり、さらに、それまでの実績に裏打ちされた新たな視点、力量の向上、指導法の工夫改善が必要となる時期でもある。 そのため、10年程度の教職経験者等に対し、教科指導や生徒指導等、職責遂行上必要な専門的知識・技能等の資質・能力の向上を図るとともに、教科経営、学級・学年経営、校務分掌のリーダーとしての力量の向上を図る。	128 (小46、中24 県立58)
	経験者研修Ⅲ	初任者研修、経験者研修Ⅰ・Ⅱの内容を踏まえ、経験20年程度の実績等に留意し、教員個々の専門的知識・能力の深化や伸長を図るとともに、学級・学年経営等、全校的視野での教育活動の推進的立場として、広い視野に立った教育実践について力量の向上を図るため、各種の研修会等を経験者研修Ⅲとして位置づけて行う。	未実施 (震災の影響)

ウ 公安職

研修区分	概要		受講者数(人)
	研修名		
採用時教養	初任科・初任補修科	新たに採用された警察官を対象に、職責の自覚と使命感を培い、地域警察活動に必要な基礎的知識・技能の習得及び体力・気力の錬成を図ります。	271
任用科	県警察学校	警部、警部補及び巡査部長に昇任し又は昇任が予定されている警察官に対し、必要な知識・技能の補完を図ります。 また、各部門に新たに任用する警察官に対し、職責の自覚と専務員としての基礎的知識・技能の習得を図ります。	109
	管区警察学校		92
	警察大学校		35
専科等	県警察学校	特定の分野に関する専門的知識・技能の習得を図ります。	431
	管区警察学校		58
	警察大学校		51

(2) 勤務成績の評定の状況

ア 知事部局等（病院局含む）

勤務の評定の目的	勤務評定は、法第40条の規定に基づき、職員的能力開発・人材育成、適材適所の人事配置等に必要なる人事管理上の資料の整備を図ることを目的としています。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外の全ての職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤又は臨時的任用職員 ・ 教育職、医療職（一）、技能労務職給料表の適用を受ける職員 ・ 給料の特別調整額を受ける管理職員
評定者等	① 評定者は直近上位の管理職とし、最終評定者を所属長としています。また、実施責任者を各部局長等としています。 ② 実施責任者は評定結果を厳正に審査し、不相当と認めるときは所要の訂正を命じることができることとしています。
基準日及び期間	① 平成23年9月1日を基準日として前1年間について作成しました。 ② ただし、転任、配置転換等の日から3月に満たない職員や長期の休職、研修等により基準日前3月以上にわたって事務に従事しなかった職員などについては、3月を満了するまで延期して実施することとしています。
評定結果の活用	評定結果については、職員的能力開発・人材育成及び適材適所の人事配置の基礎資料として活用しました。

イ 教育委員会（県立学校・市町村立学校）

勤務の評定の目的	勤務評定は、職員の適正、公正な人事管理の基礎資料の一つとするものです。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外の全ての県立学校の教員及び市町村立学校の教職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月以内の期間を定めて任用されている職員 ・ 非常勤の職員 ・ 指導主事に充てられた教員等
評定者等	評定者は、校長については教育長（市町村立学校の場合は市町村教育委員会教育長）とし、校長以外については、当該職員の所属する学校の校長としています。
基準日及び期間	原則として平成23年9月1日を基準日として前1年間について評定しました。
評定結果の活用	評定結果については、人事配置や研修等の基礎資料として活用しました。

ウ 警察本部

勤務の評定の目的	勤務評定は、法第40条の規定に基づき、職員が職務と責任を遂行した勤務実績、能力及び適性を統一的に評価し、これを職員の処遇、計画的な人材育成、適材適所の人事配置等に活用し、併せて、公務能率の向上に資するために行っています。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外の全ての職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方警務官 ・ 県本部の部長 ・ 臨時的任用職員 ・ 非常勤嘱託職員のうち教育主事及び警察医
評定者等	評定は、原則として、被評定者の複数の上司により行い、調整は、評価者の上位の職にある者が行うものとしています。
基準日及び期間	評定期間は、1月1日から12月31日までの期間とし、12月31日現在で実施しました。（非常勤嘱託員は、4月1日から9月30日までと10月1日から3月31日までの2回とし、10月1日及び3月31日現在で実施しました。）
評定結果の活用	評定の結果は、人材育成、人事配置等に活用しました。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生の実施状況

ア 安全衛生管理

職員の安全の確保及び健康の保持増進を図り、快適な職場環境を実現するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び福島県職員安全衛生管理規程（昭和58年福島県訓令第11号）に基づき、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任するとともに、衛生委員会、安全衛生委員会等を設置し、職員の安全衛生管理に努めています。

イ 職員の健康管理

疾病の予防、早期発見を図るため、労働安全衛生法に基づき、「胸部健康診断」、「成人病予防健康診断」、「特別健康診断」などの各種健康診断等を実施し、職員の健康管理に努めています。

平成23年度の実施状況は、次のとおりです。

(7) 健康診断の実施状況

a 知事部局等（病院局、教育委員会及び警察本部を除く。）

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
特別健康診断	県	1,833	3,179	86.7
定期健康診断（35歳以上）	県	3,513	3,447	98.1
定期健康診断（35歳未満）	県	1,408	1,372	97.4
新規採用職員健康診断	県	146	146	100.0
婦人科健康診断（子宮がん）	県	497	405	81.5
婦人科健康診断（乳がん）	県	204	173	84.8
人間ドック健康診断	県・共済組合	1,687	1,672	99.1
VDT作業従事職員健康診断	県	6,493	5,586	86.0

（注） 特別健康診断の受診者数は、年2回実施の延べ人数です。

b 病院局

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
胸部健康診断	病院局	653	585	89.6
特別健康診断	病院局	757	737	97.4
成人病予防健康診断（35歳以上）	病院局	453	419	92.5
成人病予防健康診断（35歳未満）	病院局	225	203	90.2
新規採用職員健康診断	病院局	9	8	88.9
婦人科健康診断（子宮がん）	病院局	195	160	82.1
婦人科健康診断（乳がん）	病院局	107	96	89.7
人間ドック健康診断	県 共済組合	186	177	95.2
VDT作業特定従事職員健康診断	病院局	424	366	86.3

（注） 特別健康診断の受診者数は、延べ人数です。

c 教育委員会

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
新規採用教職員健康診断	県(教)	167	167	100.0
教職員定期健康診断	県(教)	6,975	6,920	99.2
教職員結核健康診断	県(教)	6,975	6,703	96.1
VDT作業従事教職員健康診断	県(教)	4,678	4,233	90.5
教職員人間ドック(脳ドックを含む。)	共済組合 県(教) 市町村 互助会	6,180	5,258	85.1
乳がん・子宮がん検診	共済組合 県(教)	5,859	3,839	65.5

d 警察本部

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
生活習慣病検診	県(警) 共済組合	3,629	3,597	99.1
雇入時健康診断	県(警)	134	134	100.0
結核精密検査	県(警)	0		
特別健康診断	県(警)	55	55	100.0
婦人科検診	県(警)	189	163	86.2

(イ) その他の事業の概要(主なもの)

a 知事部局等(教育委員会及び警察本部を除く。)

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
健康診断事後指導	要注意所見のある職員の指導	県	207
健康相談事業	心身の健康に関する相談	県	426
30歳時健康教育事業	心と体の健康づくり	県	148
メンタルヘルスサポート研修	心の健康づくり	県	373
メンタルヘルス(職場復帰・再発防止支援)研修会	心の健康づくり	県	90
特定健康診査・ 特定保健指導事業	特定健康診査	共済組合	※4,728
	特定保健指導		144

※被扶養者を含む。

b 教育委員会

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
教職員相談	職場や家庭、健康についての相談	県（教）	274
メンタルヘルスセミナー	教職員の心の健康づくり	共済組合	146
ふくしま教職員こころのケア事業	カウンセリングの利用やこころのケアのための講師派遣	共済組合	218
メンタルヘルスサポート事業	・日常のストレスについてインターネットでのセルフチェック ・メンタルヘルスハンドブックの配付	共済組合	21,200

c 警察本部

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
健康管理指導	健康管理の集団指導	県（警）	2,557
保健指導	心身の健康に関する個別指導	県（警）	633
ライフプラン研修会	生きがい、家庭経済、健康管理	県（警）	380

(2) 公務災害等の状況

区分	平成22年度末未認定件数	平成23年度中申請件数	平成23年度中認定状況				平成23年度末未認定件数
			公務上	公務外	取下げ	計	
公務災害	4	151	151	0	0	151	4
通勤災害	0	21	20	0	0	20	1
合計	4	172	171	0	0	171	5

(3) 職員の利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度により保護されています。

ア 勤務条件に関する措置要求制度

法第46条により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、任命権者により適当な措置が執られるべきことを要求することができる制度。

イ 不利益処分に対する不服申立て制度

法第49条により、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益処分を受けたとき、人事委員会に不服申立てをすることができる制度。

これらの制度に関する平成23年度の状況は「福島県人事委員会の業務報告（平成23年度）」3及び4のとおりです。

8 その他知事が必要と認める事項

(1) 公益通報の状況

職員からの内部通報に関する窓口を設置し、通報者の保護を図りながら、法令違反等の未然防止や是正等の措置を行うことにより、適法かつ公正な県政運営を進めるため、公益通報制度を実施しています。

なお、平成23年度の状況は、以下のとおりです。

機 関 名	通報件数	(うち受理件数)	(うち不受理件数)
知事部局	0	0	0
企業局	0	0	0
病院局	0	0	0
教育委員会	0	0	0
警察本部	2	2	0
その他委員会等	0	0	0

(2) 職員に対する働き掛けに関する対応状況

職員が、一定の公職にある者等から入札及び契約事務並びに採用その他人事に関する事務に関する働き掛けを受けた場合、その内容を記録し、組織として適切な対応に努めるとともに、透明で開かれた県政の運営に資するよう当該記録票については、公開の対象としております。ただし、議会、公聴会等の公式又は公開の場におけるもの、陳情書、要望書等の書面によるもの及び単なる照会又は資料請求は、記録の対象から除きます。

(平成23年度の状況)

働き掛けを受けた案件 なし

II 福島県人事委員会の業務報告（平成23年度）

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

区	分	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
大	学 卒 程 度	H23. 5. 10	H23. 5. 10～5. 27	H23. 6. 26	H23. 8. 2～8. 4	H23. 8. 26
資	格 免 許 職	—	—	—	—	—
高	校 卒 程 度	H23. 7. 8	H23. 8. 1～8. 26	H23. 9. 25	H23. 11. 8	H23. 11. 25
民	間企業等職務経験者	H23. 5. 10	H23. 5. 10～5. 27	H23. 6. 26	H23. 8. 16～8. 17	H23. 9. 30
警 常 試 察 官 別 募 集	通 警察官 A (男性)	H23. 5. 10	H23. 5. 10～6. 10	H23. 7. 10	H23. 8. 23～8. 26	H23. 9. 30
	警察官 A (女性)					
	試 警察官 B (男性)	H23. 5. 10	H23. 7. 15～8. 19	H23. 9. 18	H23. 10. 30～11. 2	H23. 12. 9
	警察官 B (女性)					
	特 警察官 A (男性)	—	—	—	—	—
	警察官 A (女性)	—	—	—	—	—
	募 警察官 B (男性)	—	—	—	—	—
	警察官 B (女性)	—	—	—	—	—
市町村立学校栄養職員	—	—	—	—	—	
市町村立学校事務職員	—	—	—	—	—	

イ 競争試験の実施状況

(単位：人・%)

事項		採用予定者数	申込者数 a	受験者数 b	受験率 b/a	第1次 合格者数	最終 合格者数 c	競争倍率 b/c	
職種									
大 学 卒 程 度	行政事務	70	717 (236)	495 (160)	69.0 (67.8)	144 (38)	85 (27)	5.8	
	警察事務	3	36 (24)	28 (18)	77.8 (75.0)	11 (8)	4 (3)	7.0	
	農業	12	38 (15)	33 (14)	86.8 (93.3)	24 (12)	12 (5)	2.8	
	農業土木		()	()	()	()	()		
	林業		()	()	()	()	()		
	土木	22	54 (5)	39 (3)	72.2 (60.0)	26 (3)	22 (3)	1.8	
	建築	6	27 (8)	23 (8)	85.2 (100)	9 (1)	6 (1)	3.8	
	化学	5	41 (9)	31 (9)	75.6 (100)	17 (7)	6 (2)	5.2	
	農芸化学	6	23 (10)	19 (8)	82.6 (80.0)	17 (7)	7 (5)	2.7	
	薬学		()	()	()	()	()		
	畜産		()	()	()	()	()		
	水産		()	()	()	()	()		
	機械	3	11 (0)	8 (0)	72.7 (0)	5 (0)	3 (0)	2.7	
	心理判定員		()	()	()	()	()		
小計	127	947 (307)	676 (220)	71.4 (71.7)	253 (76)	145 (46)	4.7		
資 格 免 許 職	司書		()	()	()	()	()		
	栄養士		()	()	()	()	()		
	小計		()	()	()	()	()		
高 校 卒 程 度	行政事務	12	172 (89)	121 (60)	70.3 (67.4)	24 (9)	18 (7)	6.7	
	警察事務	3	35 (26)	28 (23)	80.0 (88.5)	11 (11)	6 (6)	4.7	
	農業土木		()	()	()	()	()		
	林業		()	()	()	()	()		
	土木	3	4 (1)	4 (1)	100 (100)	2 (1)	2 (1)	2.0	
	小計	18	211 (116)	153 (84)	72.5 (72.4)	37 (21)	26 (14)	5.9	
民間企業等職務経験者 行政事務		2	164 (59)	128 (41)	78.0 (69.5)	15 (4)	2 (1)	64.0	
警 察 官	通 常 試 験	警察官A (男性)	72	674	532	78.9	294	84	6.3
		警察官A (女性)	12	(128)	(104)	(81.3)	(55)	(14)	7.4
		警察官B (男性)	74	540	465	86.1	302	77	6.0
		警察官B (女性)	12	(120)	(100)	(83.3)	(56)	(16)	6.3
		小計	170	1,462 (248)	1,201 (204)	82.1 (82.3)	707 (111)	191 (30)	6.3
	特 別 募 集	警察官A (男性)							
		警察官A (女性)		()	()	()	()	()	
		警察官B (男性)							
		警察官B (女性)		()	()	()	()	()	
		小計		()	()	()	()	()	
市町村立学校栄養職員			()	()	()	()	()		
市町村立学校事務職員			()	()	()	()	()		
合 計		317	2,784 (730)	2,158 (549)	77.5 (75.2)	1,012 (212)	364 (91)	5.9	

注) 表中の () 内の数字は、女性の内数。

(2) 採用選考・昇任選考の実施状況

給料表	採用・昇任の別 任命権者	採 用				昇 任					
		知事	教育 委員会	警察 本部	その他	計	知事	教育 委員会	警察 本部	その他	計
行政職	相当職										
	部長相当職	2			1	3	9	2			11
	部次長相当職						30	2		3	35
	課長相当職	4	11	1		16	65	20	2	4	91
	副課長相当職	1				1	144	3	6	6	159
	主査相当職	3	5	2		10	130	11	19	10	170
	上級係員	43	2			45					
	係員	93	8	2	3	106					
計	146	26	5	4	181	378	38	27	23	466	
公安職	警視(部長)								14		14
	警視(課長)			7		7			23		23
	警部			9		9			39		39
	警部補			42		42			47		47
	巡査部長			134		134			22		22
	巡査			179		179					
計			371		371			145		145	
研究職	研究所長相当職						1				1
	研究部長相当職						4				4
	研究主任相当職		1			1	8	1			9
	上級研究員										
	研究員		2	3		5					
計		3	3		6	13	1			14	
医療職(一)	病院長相当職										
	診療部長相当職						1		1		2
	医長相当職	1			3	4	4				4
	医員	3			4	7					
計	4			7	11	5			1	6	
医療職(二)	医療所長相当職						2				2
	医療部長相当職						4		1		5
	医療主任相当職	2			2	4	3		3		6
	上級医療係員										
	医療係員	3			3	6					
計	5			5	10	9			4	13	
医療職(三)	看護部長相当職A						2				2
	看護部長相当職B	1			2	3	5		6		11
	看護師長相当職	1				1	1		17		18
	上級看護係員	1				1					
	看護係員	2			7	9					
	計	5			9	14	8			23	31
事務職	副課長相当職							8			8
	主査相当職							9			9
	上級係員										
	係員										
計							17			17	
医療職	医療主任相当職							5			5
	上級医療係員										
	医療係員										
計							5			5	
教育職	主任管理主事		2			2					
	管理主事		15			15					
	計		17			17					
合 計		160	46	379	25	610	413	61	172	51	697

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
別紙のとおり

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度 への繰 越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰 越	新 規 要 求	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							全部容認	一部容認	全部否認		
給与											
旅費											
勤務時間											
休暇											
執務環境											
厚生福利											
転任											
任用											
その他		1	1	1						1	0
計		1	1	1						1	0

(2) 完結事案一覧表

事案名	要 求 者	当 局	要 求 内 容	完結年月日	判 定
—	公立学校教員	県教育委員会	転任処分の撤回等	平成23年7月28日	却下

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 係属状況

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度 への繰 越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰 越	新 規 申 立 て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							処分取消	処分修正	処分承認		
分 限 処 分	降 給										
	降 任										
	休 職										
	分限免職	1	1						1	1	0
懲 戒 処 分	戒 告	110	110								110
	減 給	1	1						1	1	0
	停 職										
	懲戒免職	1	1	2					1	1	1
転 任		1	1								1
そ の 他											
計	113	2	115						3	3	112

(2) 完結事案一覧表

事案名等	請 求 者	処 分 者	処分の内容	完結年月日	判 定
20(不)1	公立学校教員	県教育委員会	分限処分(免職)	平成24年3月5日	請求棄却
22(不)1	県職員	知事	懲戒免職(免職)	平成23年7月14日	請求棄却
22(不)2	公立学校教員	県教育委員会	懲戒処分(減給)	平成24年2月15日	請求棄却

(3) 再審請求事案の状況

事案名等	請 求 者	処 分 者	裁決の内容	完結年月日	判 定

5 人事行政相談の状況

人事行政相談員が、職員から相談を受けた件数 11件

6 その他

(1) 職員団体の登録の状況

ア 登録職員団体名

- 福島県高等学校教職員組合
- 自治労福島県職員労働組合
- 福島県立高等学校教職員組合
- 福島県教職員組合
- 福島県学校事務労働組合

イ 平成23年度変更登録年月日とその内容

- 福島県高等学校教職員組合 平成23年4月14日（役員及び従たる事務所の所在地の変更）
- 福島県立高等学校教職員組合 平成23年4月14日（役員の変更）
- 自治労福島県職員労働組合 平成23年4月20日（規約及び役員の変更）
- 福島県学校事務労働組合 平成23年8月26日（役員の変更）

(2) 管理職員等の範囲の指定の状況

組織及び職の改廃等により、県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則を改正
平成23年7月1日、平成23年10月12日規則改正

(3) 労働基準監督機関としての職権の行使

ア 対象事業場

区分	労基法別表第1第11号	労基法別表第1第12号	官公署	計
事業場数	0	143	100	243

イ 解雇予告除外認定

5件

ウ 特定機械等の設置及び検査状況（平成23年度末現在）

（基数）

検査種類	ボイラー	第一種圧力容器	クレーン
設置数	77	24	—
性能検査	63	20	—
落成検査	2	1	—
廃止報告	7	6	—

職員の給与等に関する報告・勧告の概要

平成23年10月28日
福島県人事委員会

<本年の報告・勧告のポイント>

- 職員の給与に関する報告・勧告
月例給は引下げ改定、ボーナスは改定見送り
平均年間給与は△1.5万円（△0.23%）で、3年連続の引下げ
（月例給）
50歳台に重点を置いた給料の引下げ改定
（特殊勤務手当）
東日本大震災に対処するため、災害応急作業等の業務に対する手当の改定
（給与制度）
給与構造改革における経過措置額を段階的に廃止
- 人事管理の課題に関する報告
高齢期の雇用問題の検討など4項目

I 職員の給与に関する報告・勧告

1 勧告に当たっての考え方

(1) 人事委員会の給与勧告制度

給与勧告制度は、職員の給与を社会一般の情勢に適応したものにするため、国家公務員や民間事業所の給与などと均衡させることを基本に実施している。

本委員会は、例年、人事院等と共同して、県内の民間事業所を対象に、職種別民間給与実態調査を実施しているが、本年については、東日本大震災の影響により、この調査の実施を見送らざるを得なかった。

(2) 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年9月30日に、月例給については、俸給表の引下げ改定、ボーナス（期末・勤勉手当）については、改定見送り等の内容を報告及び勧告した。

これにより、国家公務員の平均年間給与は△1.5万円（△0.23%）となる。

(3) 本委員会の判断

本委員会は、地方公務員法が定める給与決定の原則（情勢適応の原則及び均衡の原則）の趣旨及び県内の厳しい経済情勢等を総合的に勘案した結果、本年については、人事院勧告に準じて、月例給について0.23%の引下げ改定を行い、ボーナス（期末・勤勉手当）については改定を見送ることが適当であると判断した。

2 本年の勧告内容

(1) 月例給

50歳台に重点を置いた給料表の引下げ改定（医療職給料表(一)適用職員等を除く）

条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施

(2) 特殊勤務手当

東日本大震災の発生に伴う災害応急作業等の業務の中には、危険性や精神的労苦等の特殊性が認められるものの、現行制度において十分な措置がされていない業務があることから、人事院が制定した東日本大震災に対処するための特例規則を考慮して特殊勤務手当を改定

(3) 給与制度

給与構造改革における経過措置額について、平成24年度は経過措置額の2分の1を減額（減額の上限1万円）して支給し、平成25年4月1日に廃止

3 改定内容（行政職の場合）

	平成23年		（参考）平成22年	
	改定額	改定率	改定額	改定率
合計	△897円	△0.23%	△492円	△0.13%
給料月額	△895円	△0.23%	△441円	△0.11%
はね返り分等	△2円	△0.00%	△51円	△0.02%

	勧告前		勧告後		年間給与の増減額
	給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	
行政職平均	391,225円	6,258,138円	390,328円	6,243,533円	△14,605円

II 人事管理の課題に関する報告

1 高齢期の雇用問題の検討

公的年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴い、65歳までの雇用を確保する必要があることから、国等の取組を注視しつつ、高齢期雇用のための具体的な対策について検討を進める必要

2 人材の確保・育成等への取組

(1) 人材の確保

受験者ニーズを明確に把握しながら意欲ある受験者の獲得になお一層努めるとともに、時代の要請に応えられる高い資質を備えた人材を確保するための採用試験制度の見直しへの取組

(2) 人材の育成（「新たな人事評価制度」の導入）

新たな人事評価制度について、これまでの試行結果を踏まえ、評価結果の具体的な活用用途や方法についても検討を進め、制度の本格的な導入を図る必要

3 勤務環境の整備

- ・ 復旧・復興業務等を含む公務の円滑な執行のためには、職員の心身の健康の保持が最も重要
- ・ 増加傾向にある職員の心の疾病については、管理監督者による早期の気づき・対応、職員自らによるストレスの予防・軽減や早期の専門医等への相談などが必要
- ・ 恒常的な長時間の超過勤務は、職員の心身への影響が大きいことから、管理職員による業務管理の徹底が必要
- ・ 両立支援制度の活用推進策として、男性職員の育児休業取得促進を図るため、休業期間に比して大幅に減額される仕組みとなっている期末手当について所要の措置を講じていく必要

4 公務員倫理の徹底

公務員としての倫理観が問われるような不祥事等のみでなく、県民の信頼を大きく失墜させる事案が発生したことから、改めて職員一人一人が、厳正な服務規律のもと業務の適正な執行に努めるとともに、職員に対して公務員倫理の一層の徹底を図る必要